

## 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

金融事業者の名称	新潟県信用組合
■取組方針掲載ページのURL :	<a href="https://www.niigata-kenshin.co.jp/uploads/actionplan_kpi_niigatakenshinkumi.pdf">https://www.niigata-kenshin.co.jp/uploads/actionplan_kpi_niigatakenshinkumi.pdf</a>
■取組状況掲載ページのURL :	<a href="https://www.niigata-kenshin.co.jp/uploads/actionplan_kpi_niigatakenshinkumi.pdf">https://www.niigata-kenshin.co.jp/uploads/actionplan_kpi_niigatakenshinkumi.pdf</a>

原 則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則 2	【顧客の最善の利益の追求】  金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。	実施	1. お客様の最善の利益の追求 (1)基本方針 (2)アクションプラン	1. お客様の最善の利益の追求 (3)取組状況
	(注) 金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。	実施	1. お客様の最善の利益の追求 (1)基本方針 (2)アクションプラン	1. お客様の最善の利益の追求 (3)取組状況
原則 3	【利益相反の適切な管理】  金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。	実施	2. 利益相反の適切な管理 (1)基本方針 (2)アクションプラン	2. 利益相反の適切な管理 (3)取組状況
	(注) 金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。  ・ 販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合 ・ 販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合 ・ 同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合	実施	2. 利益相反の適切な管理 (1)基本方針 (2)アクションプラン	2. 利益相反の適切な管理 (3)取組状況
原則 4	【手数料等の明確化】  金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。	実施	3. 手数料等の明確化 (1)基本方針 (2)アクションプラン	3. 手数料等の明確化 (3)取組状況
原則 5	【重要な情報の分かりやすい提供】  金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。	実施	4. 重要な情報の分かりやすい提供 (1)基本方針 (2)アクションプラン	4. 重要な情報の分かりやすい提供 (3)取組状況
	(注1) 重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。  ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む) ・ 顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的な内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響	実施	4. 重要な情報の分かりやすい提供 (1)基本方針 (2)アクションプラン	4. 重要な情報の分かりやすい提供 (3)取組状況
	(注2) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである((注2)～(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。	実施	4. 重要な情報の分かりやすい提供 (1)基本方針 (2)アクションプラン	4. 重要な情報の分かりやすい提供 (3)取組状況
(注3)	金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。	実施	4. 重要な情報の分かりやすい提供 (1)基本方針 (2)アクションプラン	4. 重要な情報の分かりやすい提供 (3)取組状況

原則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則 5	(注4)	実施	4. 重要な情報の分かりやすい提供 (1)基本方針 (2)アクションプラン	4. 重要な情報の分かりやすい提供 (3)取組状況
	(注5)	実施	4. 重要な情報の分かりやすい提供 (1)基本方針 (2)アクションプラン	4. 重要な情報の分かりやすい提供 (3)取組状況
【顧客にふさわしいサービスの提供】  金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。		実施	5. お客さまにふさわしいサービスの提供 (1)基本方針 (2)アクションプラン	5. お客さまにふさわしいサービスの提供 (3)アクションプラン
原則 6	(注1)	実施	5. お客さまにふさわしいサービスの提供 (1)基本方針 (2)アクションプラン	5. お客さまにふさわしいサービスの提供 (3)アクションプラン
	(注2)	実施	5. お客さまにふさわしいサービスの提供 (1)基本方針 (2)アクションプラン	5. お客さまにふさわしいサービスの提供 (3)アクションプラン
	(注3)	実施	5. お客さまにふさわしいサービスの提供 (1)基本方針 (2)アクションプラン	5. お客さまにふさわしいサービスの提供 (3)アクションプラン
	(注4)	実施	5. お客さまにふさわしいサービスの提供 (1)基本方針 (2)アクションプラン	5. お客さまにふさわしいサービスの提供 (3)アクションプラン
	(注5)	実施	5. お客さまにふさわしいサービスの提供 (1)基本方針 (2)アクションプラン	5. お客さまにふさわしいサービスの提供 (3)アクションプラン
原則 7	【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】  金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。		6. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等 (1)基本方針 (2)アクションプラン	6. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等 (3)取組状況
	(注)	実施	6. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等 (1)基本方針 (2)アクションプラン	6. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等 (3)取組状況

【照会先】	
部署	新潟県信用組合 業務部
連絡先	電話番号:025-201-6912(ダイヤルイン) メールアドレス:gyoumu@niigata-kenshin.co.jp